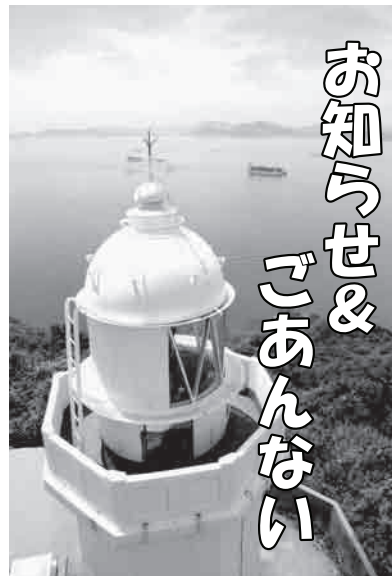


お知らせ

ごあんない



「知事とみんなの愛顔でトーク」

の傍聴者募集

愛媛県では、知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見・要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくため、次のとおり「知事とみんなの愛顔（えがお）でトーク」を開催します。

会議では、「愛顔（えがお）あふれる愛媛づくり」について、知事が地域の皆様方に直接お話しします。傍聴される方を募集していますので、是非、ご参加ください。

■日時 平成24年6月11日（月）
午後2時30分～5時

■会場 せとうち交流館 多目的ホール
（越智郡上島町弓削下弓削1037-2）

■定員 50名（先着順）

■申込方法 6月8日（金）までに郵便、電話、FAX又は電子メールで、住所、氏名、電話番号を記入（連絡）し、申し込んでください。

■申込先 東予地方局地域政策課（〒793-0042 西条市喜多川796-1）

TEL 0897-5611300（内線）219

FAX 0897-5611308

EMAIL tou-seisaku@pref.ehime.jp

重心・母子受給者証の更新について

重度心身障害者・母子家庭医療の受給者証の有効期限が近くなりました。

6月18日（月）～6月29日（金）までに、各総合支所住民課で更新手続きを行ってください。

■問合わせ先

弓削総合支所	TEL 77-2503
岩城総合支所	TEL 75-2500
生名総合支所	TEL 76-3000
魚島総合支所	TEL 78-0011

平成24年度 教科書展示会

平成24年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は、教科用図書の採択替えはありませんが、子供たちが現在使用している教科書をぜひ手にとってご覧になっていただきたいと思います。

なお、一般の方も自由にご覧いただけます。

■期間 6月15日（金）～6月28日（木）

■時間 午前9時～午後5時

■会場 せとうち交流館（朗読室）

※ 閉館日はありません。

子どもと女性の権利110番

子どもの学校をめぐる問題・児童虐待など、女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシャルハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別など、子ども、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

■日時 6月25日（月）午前10時～午後3時

■電話 089-915-7783 当日のみ直通

※面談相談不可

■主催 愛媛県弁護士会・日本弁護士連合会

■問合せ先 089-941-6279
（午前9時～12時、午後1時～5時）

人権相談

松山地方事務局では毎日の生活の中で「これは『人権問題』ではないだろうかと感じたり、どこに相談したらいいかわからない」と思い悩む事がある場合に気軽に相談するための人権相談を行っています。

電話による相談も受け付けております（いずれも予約は不要。相談は無料です。）。

■受付期間 月曜日～金曜日（法務局開庁日）
午前8時30分～午後5時15分

■相談場所 松山地方事務局今治支局
今治市旭町一丁目3番地3

■相談電話 0570-003110

「食中毒予防教室」のご案内

本格的な食中毒発生シーズンになりました。家庭や職場での衛生管理について見直してみましょう。

■日時 6月15日（金）午後2時～3時

■場所 岩城庁舎2階大会議室

■講師 今治保健所 生活衛生課
食品監視グループ担当者

■問合せ先 岩城保健センター

TEL 74-0755

第17回男女共同参画社会づくり推進県民大会

基調講演「はやぶさから命のバトン～光の玉手箱～」

パネルトーク「サイエンス分野における男女共同参画

ー理系女子のキャリアデザインー」

日時 平成24年6月19日(火) 午後1時～3時50分

会場 ひめぎんホール サブホール

参加料 無料

申込方法 電話、ハガキ、ファックス、Eメール

問合せ先 〒790-8570 愛媛県男女参画課事業係

電話 089-912-2332 ファックス 089-912-2444

E-mail danjokyodo@pref.ehime.jp

毎年6月17日から23日までの1週間を愛媛県男女共同参画推進週間「パートナー・ウィークえひめ」と定めております。

美しい景観を守るために

“ポイ捨て”や

“不法投棄”は

やめましょう！

不法投棄とは、違法に物を捨てる行為のことです。道路への空き缶等のポイ捨てから、海岸、畑等へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざまなケースが含まれます。

一方、ポイ捨てとは、空き缶、空き瓶、ペットボトル、犬猫の糞、タバコの吸殻、弁当ガラ、紙くず等、軽微なごみの少量な不法投棄を意味します。不法投棄にしても、ポイ捨てにしても、私たちの生活環境保全や公衆衛生を乱す迷惑行為であることに変わりありません。

不法投棄は犯罪です。罪は重く、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。

もし、不法投棄を発見した場合は、投棄者と直接接触せず、情報(日時、場所、性別、投棄物の種類、量、車の車種・ナンバーなど)を記録して、各総合支所の住民課までご連絡ください。

なお、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までは「全国不法投棄監視ウィーク」と設定されていますので、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

～愛媛HIV検査普及週間における 保健所からのお知らせ～

愛媛HIV検査普及週間：6月1日(金)～6月7日(木)

【夜間エイズ検査の実施】

日時 平成24年6月5日(火) 午後5時30分～午後7時30分

場所 今治市旭町1丁目4-9

今治保健所(県東予地方局今治支局) 1階

※血液検査は無料・匿名、結果は約30分後にわかります。

(ただし、確認検査が必要な場合は後日になります。)

問合せ先 0898-23-2500 (内線228・364)

サマージャンボ宝くじ

1等 4億円×26本
前後賞各 5,000万円
×52本

発売期間

7月9日～7月27日

※この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

国民年金 保険料の納付で困ったときは…

第1号被保険者で経済的理由などにより保険料を納めることが困難な場合は、役場住民課、年金事務所申請すると、該当条件によって次の制度が利用できます。審査後、結果通知が届きます。

国民年金保険料免除

■法定免除

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1級・2級）を受けている人

■申請免除

- ・本人、配偶者、世帯主の所得が少なく納付が困難な人
- ・天災などによる損害や失業などにより納付が困難な人

1. 全額免除
2. 4分の3免除（3,750円納付）
3. 半額免除（7,490円納付）
4. 4分の1免除（11,240円納付）

※2～4は保険料（平成24年度月額）の一部納付が前提のため、納めないと未納扱いとなります。免除の承認期間は7月から翌年の6月までです。（23年度の免除を希望される場合は6月までに申請が必要です。）前年の所得を基準とするため毎年申請が必要ですが、申請時に継続審査を希望し全額免除を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。

若年者納付猶予制度

30歳未満の人は、本人と配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予されます。

※猶予の承認期間は7月から翌年の6月までです。（23年度の免除を希望される場合は6月までに申請が必要です。）前年の所得を基準とするため毎年申請が必要ですが、申請時に継続審査を希望し納付猶予を承認された人は、翌年度以降の申請が不要です。

学生納付特例制度

学生本人の前年所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※猶予の承認期間は4月から翌年の3月までです。前年の所得を基準とするため毎年申請が必要です。【必要なもの】学生証（コピー可）または在学証明書

追納制度

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は未納にはなりませんが、全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、10年以内の保険料に限り、後から納めること（追納）ができます。

ただし、免除、納付猶予、学生納付特例を受けてから3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算金額が上乗せされます。

みんなで築こう 人権の世紀 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

わたしたちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、委員制度の周知及び人権思想の普及高揚を図るため、様々な啓発活動を行っております。

上島町の人権擁護委員は次の方々です。

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ●弓削地区 | 中 美幸 | ●生名地区 | 村上 寛仁 |
| ●岩城地区 | 半田 杉夫 | ●魚島地区 | 中村 一義 |



差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方法務局までご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- 松山地方法務局（最寄の法務局へ接続されます）0570-003-110
- 子どもの人権110番 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810

ゆったりパソコン講座 ～ 第1回・電子メールを使おう～

期 日 6月16日(土) 午後1時30分～3時30分
対 象 上島町および近隣地域のパソコンやインターネットに興味のある方
定 員 10名程度(平成24年度4回開催予定)
受 講 料 無 料

趣旨・目的 電子メールは、携帯電話やパソコンなど、あらゆる機器から利用できるツールです。特にプライベートなコミュニケーションに欠かすことができませんし、災害時の通信手段としても安定性から注目されました。でも、携帯電話の電子メールを積極的に活用している人は意外に少ないのではないのでしょうか？

本講座では、皆さんが日頃利用している機器を用いて、電子メールの利用法について学んでいきます。「ゆったりパソコン講座」では、皆さんがお持ちの疑問点について、ゆっくり学んでいくための講座です。講座内容の希望について、お気軽に相談ください。

***第2回(9月頃)：写真の活用、*第3回(12月頃)：年賀状作成、*第4回(3月頃)：インターネットショッピング(2回目以降については、アンケート結果を参考にして変更の可能性有)**

本講座は、上島町情報化推進協議会、しまの大学の共催で実施されます。

実 施 場 所 弓削商船高等専門学校 情報処理教育センター(予定)
(弓削商船高専の管理棟正面玄関へ午後1時20分までに集合してください。)

講 師 弓削商船高等専門学校 情報工学科 教授 長尾 和彦(他、情報工学科教員・補助学生)

申 込 方 法 申込書に必要事項を記入の上、6月8日(金)までに企画広報室企画係へ郵送、FAX、又は、メールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。なお、受付出来なかった場合のみ、その旨を連絡します。(メールの場合は、公開講座名と必要事項をご記入の上、お申し込みください。)

申込み及び問い合わせ先

〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000 弓削商船高等専門学校企画広報室企画係
TEL: 0897-77-4613 FAX: 0897-77-4691 E-mail: kikaku@yuge.ac.jp



***お申込みの際いただきます個人情報は本件以外に使用することはありません。公開講座実施中に係員によりスナップ写真を撮影しますが、撮影した写真は本校のホームページ等に掲載することがあります。何卒ご了承ください。**

漁船等小型船舶の電気駆動船化

期 日 平成24年6月21日(木)
時 間 集合：午後1時30分(弓削商船高専棧橋) 解散：午後4時頃
(天候により予定が変わることがありますのでご了承ください。)

実 施 場 所 弓削商船高専棧橋付近から海の駅棧橋付近
対 象 市民一般
定 員 10名程度
受 講 料 無 料(ただし、保険料(500円)が必要)



趣旨・目的 環境問題が全地球規模のものと認識され、すべてのエネルギー消費システムに新エネルギーの利用促進を行う必要があります。漁船等小型船舶においても新エネルギーの利用を早急に検討しなければなりません。定員6名の実験船を使って、新エネルギーと電気駆動船の在り方について知見を広めて頂くための講座を開催します。

講 師 弓削商船高等専門学校 電子機械工学科 教授 木村 隆則

申 込 方 法 申込書に必要事項を記入の上、6月11日(月)までに企画広報室企画係へ郵送、FAX、又はメールでお申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

なお、受付出来なかった場合のみ、その旨を連絡します。保険料は、当日集めさせていただきます。

(メールの場合は、公開講座名と必要事項をご記入の上、お申し込みください。)

申込み及び問い合わせ先

〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000 弓削商船高等専門学校企画広報室企画係
TEL: 0897-77-4613 FAX: 0897-77-4691 E-mail: kikaku@yuge.ac.jp



***お申込みの際いただきます個人情報は本件以外に使用することはありません。公開講座実施中に係員によりスナップ写真を撮影しますが、撮影した写真は本校のホームページ等に掲載することがあります。何卒ご了承ください。**

皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

上島町では、農業関係者の方々と話し合っってプラン（人・農地プラン）を作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決してゆきたいと考えています。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか？
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか？
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

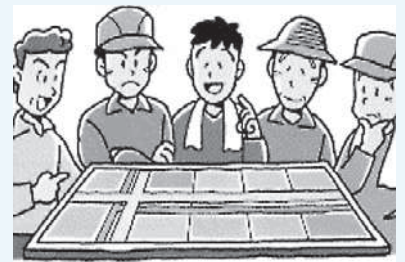
☆人・農地プランに位置付けられると、支援を受けることができます。

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型・準備型）、農の雇用事業（農業法人等への支援）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆一旦プランを決めても、見直せば、2のメリットを受けられます。

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となる時
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとする時



詳細については、中国四国農政局松山地域センター（TEL 089-932-6989）
もしくは、上島町産業振興課（TEL 75-2500）にお問い合わせください。
人・農地プランへのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

災害防止について県からのお願い

6月は「防災対策強調月間」です。梅雨前線や台風などの影響で、大雨による災害が起きやすい季節です。

県ではこの月間中、河川、道路などの土木施設や工事現場のパトロールを強化し、危険箇所の発見や応急工事の実施など災害の未然防止に努めています。

皆さんも、テレビ、ラジオなどの災害情報に注意し、危険が迫ったときはすぐに避難するなど、災害に対する警戒を十分に心掛けてください。

また、災害に備えて懐中電灯や携帯ラジオなども常に準備しておきましょう。

なお、危険な箇所を見かけたときは、すぐにお近くの町役場や県の土木事務所などにお知らせください。

災害の防止に皆さんのご協力をお願いします。

今治土木事務所 0898-23-2500

弓削総合支所 77-2500

生名総合支所 76-3000

岩城総合支所 75-2500

魚島総合支所 78-0011

えひめ愛顔（えがお）の助け合い基金 皆さまのご協力をお願いします。

愛媛県では、東日本大震災で被災された高校生等を対象に、本県への修学旅行費用の助成や本県の生徒との交流への経費支援、県内に避難された方への生活支援などに充てるため、「えひめ愛顔（えがお）の助け合い基金」を創設し、県民の皆さまからの寄附を募っています。

上島町でも、この活動に賛同し、次の施設の窓口に募金箱を設置しています。（集まった募金は、「えひめ愛顔（えがお）の助け合い基金」へ送金します。）

被災された方々が一日も早く笑顔を取り戻せるよう、また、被災地の復興の一助となるよう、皆さまのご協力をお願いします。

なお、この募金箱への寄附は控除の対象となりません。寄附金控除を希望される方は、愛媛県が指定する金融機関において振り込みをお願いします。

【募金箱設置場所】

各総合支所 1 階、各保健センター、せとうち交流館

【基金活用事業】

被災地学校修学旅行支援事業、東日本大震災被災者生活支援事業 等

《担当：総務課》

◎愛媛県が指定する金融機関において寄附ができます。

■伊予銀行 愛媛県庁支店 普通 1680900

■愛媛銀行 県庁支店 普通 5186132

■愛媛県信連愛媛県庁支店 普通 0001027

※口座名は全て「えひめ愛顔の助け合い基金（エヒメエガオノタスケアイキキン）」

※同一銀行の本店・支店からの窓口での振り込み及び県下農業協同組合窓口から愛媛県信連への振り込みに限り、「振り込み手数料」は無料となります。

※金融機関に備え付けの専用振込用紙をご使用ください。

※個人の方からの寄附は、住民税及び所得税の寄付金控除が受けられます。（税務署の確定申告の際に金融機関から寄附金を振り込んだ際に手元に残る「振込金受取書」又は「振り込みの控え（ATMの場合）」のほか、「愛媛県の周知用チラシ」が必要となります。

「たていしブックスポットからのお知らせ」

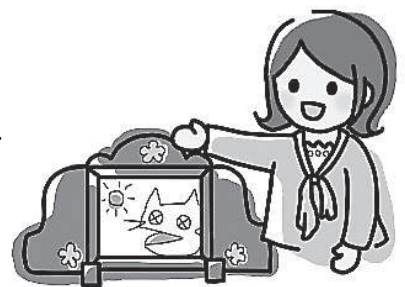
6月2日（土）たていしブックスポットにて、島おこし協力隊が「かみしばいの読み聞かせ」を行います！駄菓子を食べながら、かみしばいを楽しみませんか？クイズのコーナーもあります。たくさんのお子さまのご参加をお待ちしております。（参加無料）

【日時】 6月2日（土）午前10時～10時半、午後2時～2時半

【場所】 たていしブックスポット（立石港務所1階）

【内容】 かみしばいの読み聞かせ（2本）、クイズ、駄菓子プレゼント

【問合せ先】 上島町役場 企画政策課（77-2500）



平成23年度 情報公開・個人情報保護制度の請求状況

情報公開請求は、2人から3件の公文書公開請求があり、その請求内容および処理状況は次のとおりです。

請求内容 ○行政事務・事業の事業評価関係書類 ○中学校教科用図書採択に伴う臨時教育委員会議事録
請求件数と処理状況

実施機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	文書なし	却下	不服申立
町長	2	2	0	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0
そのほか委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	0	0	0	0	0

個人情報の開示請求は0件でした。

問合せ先 上島町広報情報課 77-2500

登録調査員の募集について

上島町では、国勢調査をはじめとする各種統計調査の調査員として登録していただける「登録調査員」を募集します。

「登録調査員」とは、各種統計調査実施の際に調査員や指導員といった業務に従事していただける方を事前に登録していただく制度です。

詳しい内容については、問合せ先までご連絡ください。

■仕事の内容 調査員説明会への出席、調査票の配付、回収、点検、整理など

■問合せ先 上島町役場 広報情報課（統計担当） TEL 0897-77-2500

外国人住民の方にも住民票が作成されます

○平成24年7月9日から、適法に3か月を超えて在留する外国人住民の方に住民票が作成されます。

○これにより、日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票の写しなど）が発行できるようになります。

○また、住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったものとみなされ、従来に比べて届出の簡素化が図られます。

○在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町の両方に必要だった届出が、地方入国管理局のみへの届出で済むようになります。

（問合せ先）弓削総合支所住民課 電話 77-2503

生名総合支所住民課 電話 76-3000

岩城総合支所住民課 電話 75-2500

魚島総合支所住民課 電話 78-0011

「愛育フィッシュ」を食べましょう！

県では、県内で養殖された魚を「愛育フィッシュ」と名づけ、「愛媛で育てた魚です」のキャッチフレーズとともに、県内外にPRしています。

愛媛県は、海面養殖全国1位で、安心・安全で美味しい魚がたくさん育てられています。「愛育フィッシュ」の名前には、「愛媛で育てた魚」という意味と、「愛情を込めて育てた魚」という2つの意味が込められています。

問い合わせ先 県庁漁政課 電話 089-912-2606



愛媛で育てた魚です
愛育フィッシュ

「えひめ南予いやし博2012」 懐かしのキャラクター「おもちゃ博」

誰もが夢中になったヒーローやヒロインのおもちゃが「きさいやロード」に大集結。キャラクターおもちゃ約2,000点が並ぶその景色は圧巻です！

期間 ～9/30(日) (期間中無休)

場所 宇和島市新町きさいやロード内 (三越宇和島店跡)

問い合わせ先 いやし博交流サロン 電話 0895-20-1848



こんにちは 町長です



私の一日は朝五時起床、出勤準備、五時四十五分～七時まで自転車の練習、役場へ七時半に出勤し午前中の仕事(昔から朝食を摂らない習慣がついています)。十二時～十二時二十分まで愛妻弁当による昼食。十二時二十分～十九時半まで午後の仕事。夕食後は朝まで父の介護(何時間か置きに起されますが、睡眠は十分です)というのが最近の日常行程になっています。

自転車の練習のおかげで、体も引き締まり体重も十キロ減量できました。目標はあと五キロですが、絞った体を更に絞るのは、今まで以上の運動量が必要です。町民の皆様、更に良い案はありませんでしょうか。

自転車を練習していて改めて学んだことは、「あきらめない」ということです。「やればできる」という甲子園優勝校の校歌がありますが、どんなに上り坂が続いても、ペダルを回し続ければ必ず頂点に辿り着きます。坂の途中で苦しさの余りペダルを停めてしまえば、自転車は倒れます。苦しい時こそ辛抱のしどころであり、その先には必ず美しい風景が広がっている事を知りました。

行政運営も然り。時には厳しい向かい風であっても、正しいことを行っていれば必ずや背中を押してくれる風が現れます。私は今後もぶれることなく、正々堂々、ペダルを回し続けます。

上島町長

上村俊之